

食 品 安 全 委 員 会 第 126 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 1 月 12 日（木） 14:00 ～16:37

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバー E C）
（農林水産省からの説明）

・新開発食品 ステイバランス R J
（厚生労働省からの説明）

（2）動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会における審議状況について

・「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度の
ランク付けについて」に関する意見・情報の募集について

（3）米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果等について
（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

（4）企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

（5）平成 18 年度食品安全委員会予算（案）の概要及び組織・定員要求の結果について
（報告）

（6）食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）

（7）「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（12 月分）について

（8）平成 18 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）

（9）その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、坂本委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 北島新開発食品保健対策室長

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

農林水産省 池田国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長

境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 動物用医薬品の承認について

資料 1－3 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料 2 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）
における審議状況について

（参考資料）家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影
響評価に関する評価指針

資料 3 米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果等について

資料 4 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

資料 5－1 平成 18 年度食品安全委員会予算（案）の概要

資料 5－2 平成 18 年度組織・定員要求の結果について

資料 6 食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）

資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（12 月分）について

資料 8 平成 18 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）

資料 9 汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの専門委員につい
て

資料 10 食品安全委員会ホームページの運営状況について（平成 15 年～平成 17 年）

6. 議事内容

○寺田委員長 それでは「食品安全委員会」第 126 回の会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が全員出席でございます。

また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官、北島新開発食品保健対策室長、道野輸入食品安全対策室長、農林水産省より杉浦畜水産安全管理課長、池田国際衛生対策室長に出席していただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第126回会合）議事次第」がございますので、御覧ください。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料1－1が「食品健康影響評価について」。

資料1－2が「動物用医薬品の承認について」。

資料1－3が「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料2が「動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）における審議状況について（参考資料）家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」。

資料3が「米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果等について」。

資料4が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」。

資料5－1が「平成18年度食品安全委員会予算（案）の概要」。

資料5－2が「平成18年度組織・定員要求の結果について」。

資料6が「食品安全委員会の12月の運営について（報告）」。

資料7が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（12月分）について」。

資料8が「平成18年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）」。

資料9が「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの専門委員について」。

資料10が「食品安全委員会ホームページの運営状況について（平成15年～平成17年）」であります。

資料がたくさんございますけれども、全部ありますか。

また、実際に出ましたときに言いますけれども、資料3のところの中に、また資料が何かかんとかありますけれども、そのときに説明いたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1－1にありますとおり、1月6日付けで動物用医薬品鶏大腸菌症不活化ワクチンについて厚生労働大臣及び農林水産大臣から、12月27日付けで新開発食品ステイバランスRJについて厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました。

まず、初めに動物用医薬品鶏大腸菌症不活化ワクチンについて、農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長よりお願いいたします。どうも御苦勞様です。

○杉浦畜水産安全管理課長 それでは、鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）について、御説明させていただきます。

資料1-1の最初のページが諮問書でございます。本案件につきましては、薬事法の規定による動物用医薬品の製造承認に際して、食品安全基本法第24条第1項第8号に基づいて食品健康影響評価を依頼するものでございます。

資料1-2を御覧ください。

本不活化ワクチンの製造承認の申請者でございますけれども、株式会社微生物科学研究所でございます。

「（1）主成分」は、不活化大腸菌KA1-2株、血清型078でございます。野外から分離した大腸菌の菌全体を破碎したものを抗原として用いております。

「（2）対象動物」は、鶏です。

「（3）用法及び用量」は、0日齢以上100日齢以下の鶏に0.03 mlを1回点眼接種することとなっております。

「（4）効能又は効果」でございますけれども、鶏の大腸菌症の発症を軽減させるという効能・効果を有しております。

資料にはございませんけれども、休薬期間は点眼接種のため、可食部位における残留を危惧する必要がないということで、なしとなっております。

不活化ワクチンであるにもかかわらず、諮問させていただいた理由でございますけれども、新しいアジュバントを使用しているのが理由でございます。不活化ワクチンであって、既に承認済みのワクチンとアジュバントが同一であるものは、健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとされておりますけれども、本ワクチンにつきましては、粘膜との親和性を高めるために、生体物質である脂質を主体としたアジュバントを加えているということで、諮問させていただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御質問ございませんか。どうぞ。

○中村委員 本体の内容ではないんですけれども、採血及び供血あっせん業取締法というのは、どういう関係があるんですか。

○杉浦畜水産安全管理課長 特に動物用医薬品とは関係ございませんけれども、昨年4月

に薬事法が改正されるときに、併せて改正されたということで、ここで引用されているものでございます。法律そのものにつきましては、採血及び供血あっせん業の取締について規定した法律だと聞いております。

○寺田委員長 よろしいですか。わかりにくいですね。

○杉浦畜水産安全管理課長 「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」というのは改正法の名前だということでございます。昨年４月に薬事法を改正したときの改正法の名称でございます。

○中村委員 なるほど。

○寺田委員長 わかりました。

○齊藤事務局長 法律を改正するときに、関連する法律をまとめて、何々法を一括して一部改正する法律という形をとることがあるので、この場合は薬事法と今、出ている輸血なり血液製剤や何かの関係で、まとめて１つの法律で改正がされた。法律の改正自体は、薬事法は薬事法で独立、ここに出ている採血及び供血あっせん業取締法は別の法律ですから、改正する部分は別々ですけれども、改正の手續上一緒のものとしてやられたということだと思います。

○寺田委員長 だから、供血あっせん業取締法は動物用医薬品とは直接関係ないわけですね。どうも失礼しました。

ほかに何かございますか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に新開発食品ステイバランスＲＪにつきまして、厚生労働省の北島新開発食品保健対策室長に説明をお願いいたします。どうも御苦劳様です。

○北島新開発食品保健対策室長 厚生労働省の北島でございます。

本日は、新開発食品１件につきまして、資料１－１の３ページのとおり食品健康影響評価をお願いするものでございます。

食品健康影響評価をお願いします特定保健用食品の概要について、資料１－３に基づきまして御説明申し上げます。

ステイバランスＲＪという商品でございますが、ローヤルゼリーの分解物であるローヤルゼリーペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料形態の食品でございます。

なお、これまでは特定保健用食品の申請がございますと、まず厚生労働省から食品安全

委員会の方に安全性の評価をお願いし、その後、有効性について審議会の方で議論することとしておりましたが、平成 16 年 11 月 25 日の食品安全委員会第 71 回会合におきまして御説明を申し上げ、また平成 17 年 2 月 3 日の第 80 回会合においても御報告を申し上げましたとおり、本日評価をお願いしている食品から審査手順を変更させていただきました。

具体的には、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の下に設置をしております新開発食品調査部会新開発食品評価第 1 調査会におきまして、まず有効性の評価を行った上で食品安全委員会に安全性に関する評価をお願いしているものでございます。食品安全委員会から安全性に関する評価結果をいただいた上で、薬事・食品衛生審議会の部会の方で総合的な審議を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、どなたか御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○見上委員 ちょっと教えてください。そうしますと、有効性に関しては、既に有効だという結論、先ほど総合的にまた判断なさると言ったけれども、有効性に限っては、多分有効だという結論が出たものが、こっちにきたということですか。

○北島新開発食品保健対策室長 そのとおりでございます。

○見上委員 どうもありがとうございました。

○寺田委員長 昨年の 2 月以降はそうなるので、初めてですね。要するに有効性があった場合作用機序などがある程度わかるので、安全性評価の場合、副作用とか作用の機序がなかなかわからないので、是非まず、有効性をみてそれから安全性評価をするというふうに変えて頂きたいということで、そうしてくださいということで変えてくださったのです。だから、専門部会で評価をやるとしたらやるとしたら、そういう有効性を判断した時の書類もこっちに付いてきますね。

どうぞ。

○中村委員 そうすると、これは血圧が高めの方に適する云々と書いてありますけれども、有効性はこの場合には、血圧が高めの方に適するということが出たわけですね。

○寺田委員長 どうぞ。

○坂本委員 たったこれだけの内容で依頼がくるんですか。

○寺田委員長 これは、ただ、表紙だけで、あとはいっぱいありますね。もう少し詳しく味を付けてもらってもいいですね。

○坂本委員 物質がどういうものであって、栄養成分としてはどういう性格のものかとい

うのが書かれていないと、これをいきなり評価してくださいと言われてもよくわかりません。専門調査会や委員会には確かに詳しい資料がいくかもしれませんが、私たちはこれをイエスともノーとも言えるような申請書ではないと思います。

○寺田委員長 確かにおっしゃるとおりです。二つで公開している理由がなくなってしまうですね。

○北島新開発食品保健対策室長 これまでこのような形の書類で提出させていただいておりましたが、次回よりもう少し詳細なものを用意させていただきたいと思います。

○寺田委員長 これまでももう少し詳しくしたいと思います。

○本間委員 早い話どういう物質かということが、まさにこれだけだと、やはりローヤルゼリーというだけではあまりにも漠然としていて、お話を伺ったとはちょっとなりにくいように思います。

○北島新開発食品保健対策室長 大変申し訳ありません。事務的には資料一式を提出させていただいてはいるんですけれども、従前よりこのような形で御説明をさせていただいておりました関係で、本日詳細なものはこの会議に提出されていないものと思います。

ローヤルゼリーの分解物であるペプチドの中で血圧に作用する成分を抽出して、3種類の成分を配合して、関与成分としたものということで提出がなされております。

○寺田委員長 要するに、これはバリンとタイロシンとか、そういうのを酵素で切って何かするわけですね。一旦分離して3つ合わせたんですか。

○北島新開発食品保健対策室長 ローヤルゼリーを酵素処理して、分解しているということでございます。

○寺田委員長 ですから、酵素処理してダイペプチドとかトリペプチドをカラムで分けてやったのか、どういうことなのか。ただ、ペプチダーゼをぱっぱと切ったものを混合したものなのか、よくわからないというような、全体として話なんですね。

次のときから、よろしく願いいたします。ここの委員会も細かいことは読んだらわかると思うんですけれども、せっかく公開でやっているんだし、やはり一般の方にこういうのが評価依頼に出ているというのをわかっていただくことは大事だと思います。

どうぞ。

○寺尾委員 そうしますと、ここの委員会として資料を出してもらうのか、あるいは説明文をもう少し詳しく説明してもらうのか、そこを決めておいた方がいいと思います。

○寺田委員長 説明文をもう少し詳しくやっていただいて、例えば、これから効果判定の結果が出るのであれば、効果があったということを、どれぐらいの効果があったか、どう

いう審査法と内容までは言いませんけれども、それは専門調査会の方でじっくり審査をさせていただきますが、結果としてどのぐらいの血圧の効果があったのかとか、そういうことをちょっと書いていただければありがたいと思います。

どうぞ。

○小泉委員 同じことなんですけれども、今、委員長が言う有効性というのは、90%水準なのか、95%水準なのか、どうなのでしょう。

○北島新開発食品保健対策室長 こちらは、普通の特保でございますので、95%水準でございます。

○寺田委員長 それでは、本件につきましては、私どもの新開発食品専門調査会のところで審査させていただきますけれども、是非次のときからもう少し、もう少しだけでもいいですから、普通に聞いてわかるようなものを持ってきていただいて、ここで少なくともある程度完結する、要するに私たちの専門調査会にお渡しして審査してもらうんだというような感じが持てるようなものをいただければ、大変ありがたいと思います。済みませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）における審議状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料2と資料2の参考資料というのが付いておりますが、これに基づきまして御説明をしたいと思います。

「動物用医薬品・肥料・飼料等の合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）における審議状況」ということでございます。

これにつきましては「1. 審議状況」を御覧いただきたいと思いますが、平成15年12月8日付けということで、農林水産省の方から抗菌性の飼料添加物、抗菌性飼料添加物と同じ成分あるいはそれと同系統で薬剤耐性の交差が認められるものを含む動物用医薬品について、これらが家畜等に給与または投与された場合に、選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価というのが求められたところでございます。

これにつきましては、動物用医薬品専門調査会と肥料・飼料等専門調査会からの合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するWG）が設置されまして、そこで審議がされました。

今般は、食品に介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについてという案がとりまとめられましたので、これについて広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告するというところでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目を御覧いただきたいと思います。「審議の経過」でございますが、平成16年9月30日に先ほど申しました農林水産省からの意見を求められた件に関しまして、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針というのが決定されました。これが資料2の参考資料というところで付けられているものでございます。

若干重複しますが、簡単に御説明します。以前に御報告したものでございますけれども、この評価指針というのは、いわゆる抗生物質の使用によって薬剤耐性菌が選択されるということで、特に畜産分野において選択される薬剤耐性菌というものが、食品を介してヒトに伝播し、健康に影響を及ぼすということでの可能性について国内外での関心が高まっておるということで、各国の国際機関、あるいは各国で畜産食品由来の薬剤耐性菌についてのリスク分析のための調査とか指針作成というのが進められ、実際にリスク分析にも取り組まれているということで、それらの動きの中で平成15年12月に農水省から先ほど申したような形での食品健康影響評価があるということで、OIEの国際基準を参考にしながら作成をしたものでございます。

2ページ以降には、「第2 定義」。

4ページのところには実際の「第4 食品健康影響評価に関する基本的な進め方」。

5ページに「第5」というのが上の方に書いてございますが「評価に用いる資料」がどういうものかということ。5ページの真ん中辺にあります「第6 指針の見直し」。

こういったものが決められておりまして「第2章 各論」では、それぞれの各段階における具体的な進め方が説明されると同時に、例えば6ページ目ですけれども、それに関わる必要な資料というのが併記されているものでございます。

今回は、この中の8ページ目でございますけれども、各段階を経て影響評価という形になるわけでございますけれども「3 評価」の中で、実際にはヒトのハザードによる暴露とその結果に生じる現象との間の関連性を明らかにするということで、ハザード、これは薬剤耐性菌になりますけれども、これに暴露されることによって起こり得るヒトの健康上の結果及びヒト用抗菌性物質の医療における重要性を考慮して、治療効果が減弱あるいは喪失する可能性及びその程度を推定するというところで、このランク付けを行うために必要だということで設けられたものでございます。

もう一度戻っていただきまして、資料2の4ページ目を御覧いただきたいと思います。そこに今、申したようなところを書いてございまして、今般行いましたのは、先ほど申しました評価指針に沿って、飼料添加物及び動物用医薬品に起因する薬剤耐性菌の食品健康

影響評価を評価するための基礎資料ということで、食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けを行ったものでございます。

先ほどの評価指針の第2章の第2の3に示した影響評価を行う際に用いることを目的としたものでございまして、実際影響評価というものは、先ほどお話ししましたように、ヒトがハザードに特定された薬剤耐性菌に暴露された結果、生じる可能性がある疾病と当該疾病の治療に用いられているヒト用抗菌性物質の医療上の重要性を考慮して行われることとなります。例えば、ヒトが動物用の抗菌性物質に耐性化した薬剤耐性菌に食品を介して暴露されて、感染症を発症した場合に治療薬はあるのか。また、そのヒト用抗菌性物質は医療分野において、どの程度重要なのかなどを精査して、当該薬剤耐性菌がヒトの健康に与える影響を評価することを想定しておるものでございます。

このことから、日本における代表的なヒト用抗菌性物質を対象として、医療分野における重要性をランク付けたものでございます。

「1. 重要度のランク付けの考え方」としましては、4ページの下のところでございますけれども、4つの考慮点が必要だろうと判断いたしました。

1つ目は、当該抗生物質に対する薬剤耐性菌が選択された場合の代替薬の有無。

第2点目としては、当該抗菌性物質の治療対象となる病原菌に対する抗菌活性及び抗菌スペクトル。

第3点は、治療対象である病原菌にヒトが感染した場合に、引き起こされる健康被害の程度。

第4点として、当該抗菌性物質に対する細菌の薬剤耐性化のメカニズムでございます。

これら4点のうち、当該抗生物質に対する薬剤耐性菌が選択された場合の代替薬の有無に主眼を置くということで、簡潔でわかりやすいランク付けの基準を設定することが可能ということで判断をいたしましたものでございます。

更に、実際にはヒト用抗菌性物質のランク付けをする際には、その他の3点についても総合的に考慮する必要があるとしたものでございます。

以上を踏まえて、ランク付けを行うことといたしました。

次に「2. 重要度をランク付けるための基準」ということは、全部で3つランクがありまして、Iというのが「きわめて高度に重要」ということで、ある特定の疾病に対する唯一の治療薬である抗菌性物質または代替薬がほとんどないもの。

IIというものが「高度に重要」ということで、当該抗菌性物質に対する薬剤耐性菌が選択された場合に、有効な代替薬があるが、その数がIIIにランク付けされる抗菌性物質よ

りも極めて少ない場合。

III というのが「重要」ということで、当該抗菌性物質に対する薬剤耐性菌が選択された場合にも、同系統または異なった系統に有効な代替薬が十分にあるものということで、ランク付けのための基準を決めました。

「3. 食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付け」ということで「I にランク付けをされるもの」は、ここに書いてございますが、14 環および 15 環構造を有するマクロライド系（エリスロマイシンを除く）ほか、ここに記載のものが I にランク付けされるものということで、どうかということでございます。

次の 6 ページ目でございますけれど「II にランク付けされるもの」としては、β-ラクタマーゼ阻害薬が配合されたものほか、そこに記載のようなものが II にランク付けられるものといいました。

「III にランク付けされるもの」としては、16 員環構造を有するマクロライド系ほか、そこに記載するようなものが III にランク付けされるものということで決めました。

次に「4. 重要度の基準及びランク付けの見直し」という規定でございますが、薬剤耐性菌の分布の状況や耐性化のレベルの変化、新規の抗菌性物質の開発などの、薬剤耐性菌や抗菌性物質に関する情報を収集し、新たな科学的な知見等が明らかになったときには、適宜基準及びランク付けを見直すこととするとしております。

先ほどの 3 ページ目を御覧いただきたいと思いますが、本件については、今回はパブリック・コメントを行う前に、日本細菌学会、社団法人日本感染症学会、社団法人日本化学療法学会、財団法人日本抗生物質学術協議会に対して、意見及び有用な科学的な情報の提供を依頼してございまして、今般それを踏まえた上で、本件についてパブリック・コメントを行いたいというものでございます。

なお、10 月 12 日の審議の段階で、ファロペネムというのが中にあるんでございますけれども、これについてはワーキンググループの当初案はランク III ということで提案をして、10 月 12 日の議論の中では、WHO ではランク I にしているということもあり、I にしたらどうかということで結論になっておりましたが、その後、最終的な意見のとりまとめを行う段階で、何人かの先生から I というのはちょっと適切ではないのではないかという御意見がございまして、ワーキンググループの各先生方の御意見を賜りまして、最終的に II という形になっておりますので、その旨併せて御報告をしたいと思っております。

あと、学会からも御意見をいただいておりますが、特に日本細菌学会からの御意見については、パブリック・コメントが終了した段階で、パブリック・コメントに寄せられた御

意見・情報と併せて検討する予定としております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

これはワーキンググループからの報告で、ワーキンググループからの報告は直にパブリック・コメントに出していいわけですか。

○國枝評価課長 ワーキンググループの設置の際に、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を進めるということについて、動物用医薬品専門調査会と肥料・飼料等専門調査会の合同調査会で御議論をいただきまして、ワーキンググループの評価結果を合同調査会の評価結果とするということで、各専門調査会の先生方には御了解をいただいております。

また、その中では評価結果とするということと同時に、ワーキンググループの検討状況は、適宜両調査会の専門委員に報告するというようになっておりまして、今回はワーキンググループの結果で、こういう形にとりまとめられましたので、これが一応合同調査会の結果ということにさせていただいております、これでパブリック・コメントをすることになります。

御意見をいただいたものについては、ワーキンググループで御議論いただき、そしてそれを踏まえて、規定上はワーキンググループの結果で評価結果となりますが、必要によって各調査会の方に十分意見を図っていきたいと考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ワーキンググループも、いわゆる専門調査会と同じように原則公開ですね。議事録も全部公開するんですね。

○國枝評価課長 公開されております。

○寺田委員長 ワーキンググループが結構多くなってまいりましたので、それを内部だけでやるというのは、できるだけ避けるようにしてください。それは勿論知的財産権とかそういうことはありますけれども、原則はやはり専門調査会と同じように扱うという形でやっていただきたいということだけ、ちょっと言おうと思っていました。

何かほかにございますか。

○本間委員 検討の過程で学会に参考意見を問うたというのは、テーマによっては大変効果的な措置だと思って、私はなかなかいいことをされたように思いました。

○國枝評価課長 ありがとうございます。

実を言いますと、パブリック・コメントの前に主要な学会に御意見を賜ることで、もし非常に重要な部分で意見の相違があった場合には、再度見直す必要があるだろうということで、そういった形で今回させていただきました。いわゆるワーキンググループの意向ということでさせていただいたものでございまして、実際御意見を賜っておりますので、これについては、またパブリック・コメントを含めてさせていただくこととしております。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 抗生物質のことは、全然わからないんですけども、これは何々系何々系と3つに分けていますね。今、日本で承認されている抗生物質は幾つあるか知らないですけども、100とか200とかあると思います。そういう個々のものがどこに属するかというようなあれは、これからつくらないわけですね。

○國枝評価課長 実を言いますと、ここに本来では添付すべきだったかもしれないんですが、ワーキンググループの段階では、具体的に何々系は日本で売られているものはこういうものがある、代表例なんですけれども、それは示してありますので、パブリック・コメントのときにそれを使うかどうかはちょっとあれですけども、少なくともワーキンググループのときの配付資料のところには記載がございます。

これについては、一応実際にヒトに使われているものについての重要性のランクということで、実際には耐性菌ということで、そういう形で系という形でやっているの、ガイドライン自身は系となっています。ほかの国によっては、個別の薬剤、例えば海外ではやっているものがあります。

ただ、実際どういうものが挙がっているかということであれば、ワーキンググループのときの配付資料の中にはそういうものがございますので、それを御覧いただければわかるような形になっております。

○寺田委員長 ほかにございせんでしょうか。どうぞ。

○小泉委員 少し教えていただきたいんですが、これはヒトの治療上でランク付けをしているわけですね。代替薬がない場合にはIとかという形だと思うんですが、食品を介して、例えば結核耐性菌に暴露されて、どんな被害が起きるのでしょうか。その辺がいつもこの委員会に出ていてよくわからないんです。飼料に結核薬を混ぜて、ヒトに健康被害が起きることを、この4つの観点から見ていますね。

○國枝評価課長 抗結核薬などもここに載っておりますけれども、仮にその類似のもの、あるいはそれと直接同じようなものが使われていた場合に、それを経てある細菌類に、例えばプラスミドみたいな耐性のもの、あるいは染色体の中にそういうものが入ってきて、

そういうことがあり得るのかどうかわかりませんが、そういう耐性ができるとか、そういうようなことになるのではないかと思います。

○小泉委員 環境問題ですか。

○國枝評価課長 いや、食品を由来して微生物などがヒトに関わった場合です。

○小泉委員 結核感染というのは、経気道ですね。腸結核もありますね。ちょっと私よくわからない。見上先生、教えてください。

○寺田委員長 どうぞ。

○見上委員 獣医の領域では、牛結核がヒトにくるんです。ほかの方法で、家畜伝染病予防法で、牛の結核の場合は、今は2年に一度検査をして、そこで陽性になったら、その牛自身も淘汰するんですけれども、ときどきそういうことがあります。

○小泉委員 動物での耐性ですか。

○見上委員 そういう治療などはしないんですけれども、何かそういう耐性菌が出てきて、それが食べ物を通じて、例えばミルクを通じてとか、そういう可能性はそんなに多くはないにしても、とにかく獣医領域で使う抗生物質でヒトと共通の抗生物質であったら、なるべく動物の方では使うのは控えようという流れの中の1つだと思います。それでいいですかね。

○小泉委員 結核はいわゆる腸結核とかありますからわかるんですが、ヒトは食品を介して感染する可能性がほとんどないものの場合も、やはり獣医学では懸念するということなんですね。

○見上委員 獣医学で懸念するのではなくて、医学で懸念しているんです。ヒトの方です。だから、家畜に使う抗生物質とヒトに使う抗生物質をなるべくすみ分けしようというのが根本にあるのではないかと思います。

○小泉委員 食品を介してと書いてあるので、どういう健康被害が今までに、まず事例がありますか。

○國枝評価課長 例えばV R Eのアポバルシンというのが、前に日本でもタイとかほかの国でも中止になったように、その因果関係を厳密に確認するのは難しいかもしれないんですけれども、V R Eを発生させるのではないかとということで、海外でも使わなくなったような事例がございます。

あと、海外では、例えばアメリカのF D Aなどではエンロフロキサシンなど、家畜の飲料水の添加のものをやめさせるとか、これは飼料の方の部分ですけれども、E Uでも抗生物質を使うのをやめようというような動きもありまして、その流れの一環の中で、要は日

本として、これから検討していく上でのランク付けという形ではあります。

○見上委員 今、事例で言ったVRE、バンコマイシン耐性腸球菌は、あれは鶏に使用することでEUの方で相当問題になったらしくて、バンコマイシンが使えなくなるのではないかということで、家畜の方の飼料に加えるのを規制しています。要するに鶏での使用が耐性菌出現原因として疑われているわけです。

○小泉委員 バンコマイシン耐性菌が発生した理由としてですね。

○見上委員 そういうのも1つの事例だと思います。

○國枝評価課長 あと途中で済みません。エンロフロキサシンについては、例えばカンピロバクターに耐性ができたというようなこともあったので、単なる懸念ということでやっているというよりは、具体的に少しずつそういう事例もあるということで、ただ、日本国内でどうかという問題は、またこれから少しいろいろ議論しなければいけない部分がありますので、きっちり評価しなければいけないと思っております。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることにいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。米国産牛肉のリスク評価の答申を行う際に、その前提となったリスクプログラムの遵守の確保について、リスク管理機関において万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について報告を行うようお願いしたところであります。

本日は「米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察結果等について」厚生労働省及び農林水産省から報告があります。

それでは、厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長、農林水産省池田国際衛生対策室長に説明をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。どうも御苦勞様です。

○池田国際衛生対策室長 それでは、お手元の資料で申し上げますと、資料3でございます。

まず1枚めくっていただきまして、昨年12月12日でございます米国及びカナダからの牛肉等につきまして、輸入を再開いたしました。

その翌日、13日～24日まで米国につきましては、11施設のパッカー及び関連施設という形で実情の査察をしてまいりました。

また、同様に4ページでございますが、カナダに関しましても、冒頭に書いてございま

すが、12月13日～23日までという予定で、パッカー4施設等につきまして、査察をしてまいりました。

その結果につきまして、ただいまよりスライドを使いまして、御説明をさせていただきますと思います。

○寺田委員長 ちょっと言うのを忘れましたけれども、資料3の中に資料1と2があって、その中にまた参考1と2があるということですので、よろしくお願いいたします。

○池田国際衛生対策室長 それでは、始めさせていただきますと思います。

まず、これは目次でございます。

(P P)

ただいまから、御説明させていただく順番ですが、まずは「1. 輸出プログラム遵守の確認」の内容はどういうことかということでございます。

次に月齢の確認がどのように行われていたかということ。更にその次は、もうと畜場に牛が入って以降、SRMをどのように除去していたか。あるいは日本向けの牛肉等について、どういうふうに区分管理をしていたかという点につきまして報告させていただき、更に飼料の規制について、どのような状況になっていたのかにつきまして、説明をさせていただき、私どもの査察で今後こういうことが必要ではないかということで、アメリカに申し上げた点について、併せて御報告をさせていただきたいと思います。

(P P)

まず「1. 輸出プログラム遵守の確認」でございますが、これは一般論でございますけれども、アメリカにつきまして、日本向けの輸出プログラムというのは、どういう成り立ちになっておるかという復習になりますが、1つの品質を維持するためのクオリティシステムの認証制度というのが1つございまして、その中には、例えば1つの品質を守るために組織を規定しなさい、訓練をこうしなさい、製造条件はこうしなさいという細かな規定を定めることとされており、それについて農務省による監査、あるいは企業が独自に内部監査をするということで、特定の品質条件を担保するという仕組みになっておるわけでございます。

これにつきまして、日本向けの牛肉等について申し上げれば、特定危険部位をあらゆる月齢から除去するし、輸出される牛肉は20か月齢以下と証明される牛由来であるという大前提条件があるということになります。

(P P)

実際、私どもがアメリカに行きまして、各パッカーで今、申し上げたプログラムがいか

に文書化されているかということにつきまして、その文章の閲覧をしてまいりました。そのイメージとして、ここに書かせていただきますが、まず製造条件として、どういうものが書かれておるかということ、例えば「月齢証明牛の受け入れ」については、受け入れ担当者がしっかりと受け入れの段階で証明書を確認するとともに、耳標の番号を確認して、書類と個体とのマッチングをなさという手続が書かれている。

あるいは月齢証明牛はしっかりと待機場所において、ほかの牛と区画を別にしておきなさいということが明記されていると。

こういった形で、それぞれの細かい手続がまず文書化をされているということでありました。

(P P)

続きまして、同じようにモニタリングでございます。

今、申し上げたような製造条件等々がいかに守られているかということについて、こういうモニタリングをなさという手続が定められているわけですが、例えばペンにおいて、牛がどういうふうに分離されていたか。しっかり分離されていたかどうか。

あるいは計量タグと書いてありますが、枝肉にくっ付けるタグであります。これによって枝肉を識別するわけですが、そういったものが適正に使用されているか等々について、その手続が定められているという状況でありました。

(P P)

あるいは内部査察。これは冒頭申し上げましたが、各パッカーにつきましては、農務省が査察すると同時に、企業独自でも内部で査察をすることが求められております。例えば、パッカー内では、最低4半期に一度実施すると。何を査察するかと言えば、例えば牛の月齢証明書だとか、供給者の査察結果、こういったことについてチェックをしていく。

あるいはパッカーの中だけではなくて、当然牛の供給者、農家がいるわけでありまして、そういったところについても査察をしていこうということが定められていたということでございます。

(P P)

同様に、間違いが起こらないための予防措置が幾つか定められているということでございました。

(P P)

以上の手続に基づいて、米国のパッカーは20か月齢以下のSRMを除去するという条件を遵守するわけであります。

それに当たりまして、いわゆるパッカーと呼ばれている部分が、自分たちはしっかりと今、申し上げたようなプログラムができるという形で、アメリカ政府にプログラムの参加申請をし、アメリカの農務省はそこについて、まず事前にしっかり審査をした上で、それに合格すれば認定をするという形になっております。

認定後は、米国農務省は年2回以上査察をいたします。あるいはパッカーの中におきましては、検査官が常駐をしております、常時監視をしているという状況になっているという仕組みです。

(P P)

それにつきまして、私どもは12月に米国、カナダに参りまして、まず日本向け輸出プログラムに適合された体制が整備されているかどうかを確認するという1つの目的を持って査察を行いました。これは輸出プログラムに規定される要件を担保するための手順が文書化されているか。

あるいは手順を適切に実施するための確認システム、内部監査手順等々の文書化がなされているかというシステムとして、しっかりと整備されているかどうか。

そのシステムがしっかり動いているかどうか。

この2点につきまして、査察を行ってきたわけでございます。

このうちの文書につきましては、先ほど申し上げましたが、閲覧をいたしまして、それが整備されているということを確認してまいりました。

(P P)

では、具体的にどのようにそれぞれの条件を遵守するための活動をしていたかということでございまして、まず月齢確認です。月齢確認につきましては「生産記録による月齢の確認」であります。

(P P)

今回の査察におきましては、生産農場は2件訪れました。まず一貫経営で行っている子牛の生産農場でございますが、おおむね1,000頭規模のところでございますが、耳標によって管理をしておるわけであります。

(P P)

子牛が生まれる段階で、そのカウボーイが持っている手帳の写しであります、それぞれ子牛の番号、そして生年月日をまずは野帳に記録をします。

(P P)

野帳に記録したものをデータベースに入れ込んで、管理をしているという状況でありま

した。

(P P)

こちらの方は、子牛の生産農場、本当に子牛でありまして、ここで生産された子牛はフィードロットへ持っていかれるわけでありますが、ここも規模は多くて約千頭規模のところでありました。

私どもが行ったときには、冬でございますので、こんな感じでした。これが春になると、草が出てきて、子どもが生まれてくると。今ここに映っているのは、はらみの牛でありまして、これが3月ぐらいから子どもを生み出すという形でございます。

(P P)

この農場でも出生記録は先ほどと同じような野帳、あるいはそれを取りまとめた記録が保持されておりました。

(P P)

更に、子牛の農家からフィードロットに牛を出荷する際には、1つの例でありまして、こういった様式を使いまして、誕生日等々につきまして、ここに書いてありますバースデート、バースウエイト、アイデンティフィケーション、この牛について誕生日がいつなんですかと。あるいは個体識別として、どういうものを使っていますかということを明記して、牛を売り渡しているという状況でありました。

これは、生産農家から牛が売り渡されるフィードロットでございまして、私どもが訪れたところは、約六万頭を常時飼育できるキャパシティーのところでございます。非常に大きいところであります。

(P P)

こちらでは、勿論6万頭すべての月齢がわかる牛ではございません。本当にごく一部でございましたが、月齢がわかる牛につきましては、やはりこのフィードロットでも生産段階の野帳をしっかりと記録として残し、当然ながら個体の記録は自分のフィードロットのデータベースにも入っておるわけでありまして。耳標によって、ロットごとに管理をしてございました。

(P P)

今度は、フィードロットからパッカーに牛を搬出するときでございまして、その際にこういった書類とともに牛が搬出をされていきます。この場合でありますと、ちょっと見にくいので拡大してありますが、例えばキャトルエイジマンズ、あるいはカービングデート、こういったものをしっかり書くことにしております。あるいは、その牛がどのような形で

個体識別が行われているか。例えばタグであるとか、そういう形のものが個体識別の種類が書かれております。

実際のところは、フィードロットからパッカーへ月齢確認牛が搬入される場合には、入れ墨等々ではまずくて、タグでなければいけないという仕組みになっていると説明を受けております。

(P P)

今、申し上げたものをちょっととりまとめてみましたが、パッカーが日本向けの E V プログラムを持っている場合、生産者というのはどういうふうに位置づけられるかというのですが、パッカーがプログラムを持ってあって、その傘下に例えばフィードロットがあり、その下に子牛の生産農場がある。あるいは一貫経営がある。これは日本向けの E V プログラムが全体としてすべてをカバーしている、一貫通貫型のものです。

これとはまた別に、フィードロットが独自に年齢認証のプログラムを持っている場合がございます、これはフィードロットがそのプログラムを持ってあって、その傘下に子牛農場があると。これが一体とした 1 つのプログラムになっていると。

大きく分けて、この 2 つの形式がございました。

(P P)

その次にこうやって家畜運搬車に乗せられて、運ばれていくということです。

(P P)

次に生理学的成熟度による月齢を、どのようにして判別していたかといことを御報告いたします。

(P P)

これは、生理学的成熟度による月齢判別がどのように流れて、行われていっているかというフローでございます。

これは代表的な事例でございますが、まずと畜をされると。と畜をされて枝肉になるわけでございます。枝肉になる段階で施設の職員が、これは米国の農務省から訓練を受けるということを聞いておりますが、そういった職員が日本向けに適しているだろうと、生理学的成熟度の A 40 以下であるということを満たしてあるだろうなというものに、J マークを付けておりました。

J マークを付けたものについて、米国の農務省の格付け検査官というものが、その施設に常駐をしているわけですが、これがまず通常の格付けで格付けを行います。

更に、その次に本当に A 40 以下であるかという最終証明をもう一回行います。ですから、

ダブルチェックをしているということでございます。ダブルチェックをした結果、A 40 以下であるとなった場合には、J マークプラス U S D A A C C E P T E D というスタンプを押して、日本向けに適した枝肉ということが確定をします。それ以外の枝肉については、J マークを切除して、日本向け以外に使用するという流れでございます。

(P P)

今の流れにつきましては、米国の農務省の通知が出てございまして、その通知に従って作業が行われてございました。

(P P)

通知の内容がここに幾つか書いてあるんですが、例えば生理学的成熟度による月齢判定に関して、それを行える U S D A の格付官というのは、テストを行って 98% 以上の信頼度を確保しなければいけない。あるいは一定のクラス以上の人でなくてはいけないという認定要件がございました。これは確認をしております。

(P P)

実際に月齢判定が A 40 を用いて、どのように行われていたかということですが、これは例えば普通の格付けラインでありまして、ここでまず見ると。そこを大体普通の場合ですと、こっちからこういうふうに流れていって、これが右の方にきて、こちらの辺に倉庫があるという形が多うございますが、そういった倉庫の中で新たに格付けが行われるという形です。

これは、実際に格付けを行っておるところですが、こうやって写真を携行しながら判定をして、よいものは A C C E P T E D のマークを押していると。これは記録をとっているというような状況であります。

記録につきましても、その都度その都度確認をいたしました。すべて記録がなされてございましたし、こういった写真も参考にするというので、見ながら携帯をしております。

(P P)

実際にどういう形かということですが、これは J マークに承認印をした日本向けの枝肉。日本向けに適したものは、こういう形になります。

そうではない。A 50 以上であるという場合には、ここの J マークをそり落とした形になって、日本向けに混じらないような形をとっております。

例えば、そういった日本向けの J プラス A C C E P T E D のマーク以外にも、ここに J プラス A C C E P T E D があるんですが、識別用の計量タグ、日本向け専用のタグをつく

って、それを張り付けて、ほかの枝肉と分けていると。分別をしているというパッカーもございました。

(P P)

○道野輸入食品安全対策室長 では、続いて、と畜場、食肉処理施設の中での S R M の除去であるとかを中心にして、対日輸出品の区分管理について御説明いたします。

(P P)

まず、私どもの方で調査した今回の査察の対象になったと畜場というのは、コロラド州が 2 施設、カンザスが 3 施設、カルフォルニアが 1 施設とテキサスが 2、ネブラスカが 3、全部でアメリカが 11、カナダが 4 施設というようなことです。

アメリカの例を中心にしながらというか、実は写真がうまく撮れたのはアメリカの 1 チームだけだったということもありますので、それは企業秘密の問題とか機械は写すとか、いろいろ制限がありまして、今回については一応撮れたものの中で、ある程度お見せできるようなものを選んで御説明をいたします。

S R M の除去については、従前から御説明しているとおりですけれども、全月齢の牛を対象に頭部、脊髄、回腸遠位部、脊柱というような内容になっていまして、ここはどこ施設もこれに対しての認識はきちんとしていました。

一方、どうしても対日輸出基準だけではなくて、S R M 除去の場合には、アメリカの国内規制と両方関わってくるということがありますので、各施設について H A C C P プランの内容も確認してきました。勿論 S R M 除去に関しては、H A C C P プランの中では、やはりアメリカ全体としてはやはりリスクが低いという認識ですので、C C P になるということはまずなくて、プレリクジットプログラムといって、要するに前提条件となるプランであるとか、対日輸出の品質プログラムの中で、そういう手順書をつくるというようなことで、H A C C P プランの中でのプレゼンスというのは、そんなに高くないというのが現実でして、H A C C P プランで一番優先度が高くなっているのは、特に E H E C 対策といえますか、腸管出血性大腸菌対策というのが一番大きくなっています。

実施については、必ず手順書と実際に適切に行われるかということを企業側がモニタリングをして、その記録を保存するというシステムをいずれの施設もとっております。

勿論 H A C C P プランであるとか、実際の管理の実施については、米国、カナダの両政府と検証を行っていくことで、検証の記録についても確認をしてきました。

特にアメリカにおいては 2 年前の 1 月に B S E 対策が義務化されたわけですがけれども、そのときに H A C C P プランを見直して、それについて農務省の検証を受けているという

記録については確認をしてまいりました。

(P P)

全体のと畜処理工程の流れに沿って、簡単にまず初めに御説明をしておいて、写真をずっと見ていただこうと思いますけれども、生体搬入の段階で歩行困難牛の排除ということをやります。これは勿論 F S I S のインスペクターが実施をしています。

ロットごとに搬入する。ロットごとというのは基本的にフィードロットごとです。特にフィードロットごとでも通常は例のフィードロットのペンですね。囲いごとに出荷をしていきますので、それでロットを特定している。耳標は共通のものが付いていますので、同一ロットの牛だということも同時に確認ができます。

と畜工程の中では、S R M 除去としては頭部の除去、扁桃の除去、脊髄の除去、回腸遠位部の除去ということになります。

ただ、内臓、特に腸に関しては、まだ対日輸出のプランがないところばかりでして、デモンストレーションで見せてもらった程度です。ただ、メキシコやカナダには一部腸の輸出があるというようなこともわかりました。

個体の管理ですけれども、下の3つ目の●ですけれども、と畜処理工程の中で、まずと殺と言いますか、放血をした後に、皮をむいてしまうと耳標もなくなってしまいますので、その耳標データをコンピュータに入力するということと、牛の後ろ足を引っかけてレールからぶらさげるわけですが、そのトロリーが一応一つひとつ確認できますので、そのトロリーの I D によって個体を管理する。

生産記録によって月齢が記録されているロットというのは前後のロットと間隔を取って処理をしていくということで、これは対日輸出のロットと初めに決めて処理をするというふうにしています。

あと、F S I S の検査というのは結局、枝肉の検査まであるわけですので、その検査が終わるまでは同一個体由来の枝肉と内臓と頭部というのは全部ギャングタグと言っていますけれども、それで管理していきまして、例えば病気が見つかった場合には全部廃棄をするというシステムを取っています。

(P P)

今度は枝肉になってからですけれども、枝肉になった時点で、今度は枝肉重量を測るわけですが、そのときに関係のデータを入力していったら、枝肉にタグを貼付して、枝肉の番号であるとか、そういう個体の管理をここまではやっています。

生産記録による月齢が確認されたロットというのは、もうこの段階でスタンプだとかタ

グの色とかコードというもので、枝肉を見たら対日輸出向けということがわかるようにしています。

A 40 以下の可能性のあるものについてはスタンプを押す。A 40 で輸出するものに関しては、A 40 以下のものはその後 U S D A の確認をしている。部分肉の処理のところでは脊柱の除去ということが S R M の管理ではあります。

あと枝肉を部分処理のカット施設の中に搬入してカットをするわけですがけれども、処理時間帯によって対日輸出向けとか国内向けとかカナダ向けとか、国内向けでも例えば、等級の高いもの、低いもの。そういった形で処理時間を区分していったロットを管理しています。

その区分をした場合に、ラベル表示だとかカートンの色とか、そういったものも変えていますので、梱包だとかラベルだとかいうのを処理している物に合わせて入れ替えていくという管理をやっています。

実際に梱包されたものに関しては、そういったカートン表示であるとか色であるとかパレットによって対日輸出向け、そうではないものということを区分しています。

(P P)

農務省の食品安全検査局の対日輸出体制ということですが、ラインインスペクターというのは、と畜のラインにいて、生体検査、頭部の検査、内臓の検査といったものを行っています。頭部検査の際に扁桃の除去について確認をする。枝肉の検査では脊髄の除去について確認をするというような役割を担っています。

フロアインスペクターというのは、人数はラインインスペクターと比べると少ないですがけれども、S R M の管理も含めて、各フロア、例えば、と畜フロアだとかさっきの部分肉の処理のフロアだとか、そういったところの管理の検証というのを巡回してやっているというシステムです。

対日輸出不適合品を発見した場合の措置として、まず 1 つは対日輸出証明の署名拒否ということができます。その上で A M S、これは認証している方の局ですがけれども、A M S の方へ通報をする。その段階で A M S が査察を実施するというようなシステム。

(P P)

実際に現場なんですけれども、これは実は一番説明しやすい例なんですけれども、この写真がちょうどトラックから降りてくるところなんですけれども、こう搬入してくるわけです。ちょうどその搬入するペンのところにブリッジがかかっていて、上に検査官のいる小屋があって、これは上から見ると非常に見やすいんですけれども、実はこういうとこ

ろは1か所で、あとは少し高いところから見るとか、同じレベルでも見ているところもありますし、そこは施設によってやり方はいろいろでした。

ただ、去年の7月にその生体検査については原則、1頭1頭見るということにルールが変更されて、どこの施設でも1頭ずつの確認ということは検査官が行っているということでありました。

(P P)

生体受入時にどこの施設も受入場所の横に事務所があって、そこでどこのフィードロットから何頭来たか、いつ入ったか、どこのペンに入れたかということが確認できるようになっています。

実際にこういう生体の受入場所をこういうふうに区切った、向こうではペンと言っていますけれども、ロットごとに収められるというようなことになります。

このペンごとにと畜施設に追い込んでいくわけですが、これは追い込む途中のところですよ。ここで1列になって牛が並んで入っていくので、ここでロットごとに先頭と最後尾の個体にマーキングをするというような例もありますし、時間を相当あけて、実際に牛をぶら下げた段階でマークをするような場合もあります。

カナダについては生体受入の段階でこういった個体識別ということがされていますので、こういうシステムを使って確認をするということになります。

(P P)

ピッシングですが、どこの施設でも当然のことながらピッシングをしているところはありませんでした。後ほど、去年の段階での国内での状況についても併せて御説明いたしますけれども、向こうで使っているのはみんなこの機械でした。国内で使っているものよりもかなり大型でして、ショックもかなり強いのかなという印象を受けました。

作業員の人は実は下のずっと低い場所にいて、下から足に引っかける。そうすると足が余り下においてこないとか、届かないので、けられそうもないようなシステムでやっているというのが実際でしたけれども、引っくり返ってその後に大きくけいれんしているような牛もいることはいましたので、必ずしもみんな静かにしているというわけではないだろうと思います。

(P P)

と体の個体識別ですが、この段階で耳標を読み取って、コンピュータで個体管理をしていくというのが多いです。

(P P)

これはもう皮をむいて頭を落とした段階ですけれども、この段階で頭を落とす前の段階で合札を付けていくわけです。頭がここで分離されているので、合札は頭のところにくっ付いていますけれども、これはこの頭に由来する部分です。

ここで扁桃の除去は、この状態で口蓋扁桃の除去をやります。これはまだ舌扁桃は除去していない状態です。

(P P)

これがちょうど舌扁桃を取った状態です。対日輸出向けぐらいしか余りタンのニーズというのはないようですけれども、勿論その月齢がわかっているロットについてはそのまま取っておくんですが、一部の施設ですけれども、A 40 以下になりそうなものについては舌を置いておいて、格付けの結果が出て A 40 以下だということが確認されたものについて対日輸出するということで、1 日半から 2 日間ぐらい、こうやった個体識別ができるような状態にして保存しておくというケースもありました。

(P P)

内臓摘出後に背割りということですが、これは日本でやっているのと同じような機械を使ってやっています。勿論、背割りのここは 1 頭ごとに洗浄ということです。

(P P)

脊髄の除去ですけれども、いずれの施設でも機械で吸引していました。先っぽの歯がぐるぐる回るようになっていて、これで吸引していくということで、私の見たところでは硬膜もきれいに取れているというようなものでした。1 頭ごとに除去器具についても洗浄していくというような作業です。

(P P)

実際に除去前はずっとくっ付いていますけれども、除去後というのはこういった形で、ちょうど椎骨の内面が見えるようにきれいに除去がされていました。

(P P)

その後に高圧洗浄というようなことがやられています。多くのと畜場ではこの段階で高温、高圧の洗浄をし、有機酸を使って静菌処理をして、そこを H A C C P の C C P に置いているところが結構ございました。

タグによる枝肉の識別管理で、この段階で枝肉になるわけですが、これは農務省の検査官が検査をして脊髄をきれいに除去できているということが確認されたものですが、これの重量とか、これはヘイファーと書いていますけれども、そういうロットの番号とか枝肉の I D ナンバーなどもここで入れられます。先ほど、と畜時に入れたデータを引っ張

り出してきて、こういうタグを付けるということです。

(P P)

冷却施設においては月齢が確認されたものであれば、最初からこういった形で日本向けのレーンに、A 40 以下だということがわかったものについても、こうやって集めて日本向けの枝肉として保管をします。

部分肉の処理施設ですけれども、手作業で脊柱については除去しています。これはそういう絵ですけれども、多くのところでは機械で、電気ののこぎりみたいなものでがりがりと切って取っているというのが多かったです。

(P P)

箱詰めされた後ですけれども、これは、ちょっとメーカー名は隠してあるんですけれども、例えば、こういう 58703 という番号ですが、58 というのは日本向けの月齢確認された牛の管理ナンバーだそうです。

こちらの例では 9843 というのは日本向けのアウトサイド・スカートという意味のようです。

○杉浦畜水産安全管理課長 それでは、次に飼料規制の遵守状況につきまして、御説明させていただきます。

まず調査結果に入る前に復習なんですけれども、アメリカ、カナダの飼料規制につきましては、ほ乳動物由来のタンパク質を反すう動物に給与することが禁止されているわけですが、豚または馬のタンパクのみからなる製品については例外とされているということで、このような体系になっております。縦軸が由来で横軸が用途でございます。

アメリカ、カナダについては例えば、牛由来の肉骨粉は牛への給与が禁止されております。牛由来の肉骨粉を豚、鶏に給与することは、現在は許可されておりますけれども、下の注のところにございますけれども、米国は 30 か月齢以上の牛由来の脳、脊髓等の高リスク原料を、カナダはカナダが定義するところの S R M を給与飼料から排除することを検討中でございます。

交差汚染対策につきましては、米国・カナダともクリーニング方式を取っているところでございます。なお、我が国は昨年 4 月よりラインの分離を法制化しているところでございます。

(P P)

これは今、申し上げましたことを文書で表したものでございます。先ほど、馬と豚についてのみ申し上げましたけれども、対象外といたしましては、それだけでなく血液及び

血液製品、ゼラチン、乳製品、豚または馬のタンパクのみからなる製品が対象外となっております。米国についてはそれに加えて残飯など調理して食用に供された後に熱処理の上、飼料に供される検査済みの肉製品も規制の対象外となっております。

(P P)

このスライドは米国・カナダの今、申し上げました飼料規制がどのような措置で担保されているかということを示したものでございます。まず表示でございますけれども、レンダリング業者等は肉その他の反すう動物に給与してはならない。先ほど申し上げました禁止物質についてはこのような表示をしなければならないとされております。

レンダリング業者等に加えて、農家は送付状、ラベルの写しなどを1年以上保管しなければならないとされております。

交差汚染防止対策ということで、ほ乳動物由来のタンパク質を含む製品とそれ以外の製品の両方を製造している業者は製造施設を分離するか、製造工程のクリーニングをしなければならないとされております。

(P P)

それでは、農場における飼料規制の遵守状況ですけれども、これも復習になりますけれども、アメリカ、カナダでは牛に給与される濃厚飼料は近傍から集めたトウモロコシなどの単味原料に補助飼料を添加した配合飼料が給与されているのが一般的でございます。

特にフィードロットでは農家が大規模な飼料工場を持っておりまして、自分の牛専用に配合飼料を製造しております。

この矢印の太さは流通量の多さも反映しております。日本の場合は農家が単味飼料をブレンドして給与するということはありませんで、配合飼料工場で配合飼料にした上で農家に供給されているというのが実態でございます。

(P P)

これは前の月齢確認の子牛生産農場のところで出てきた一貫経営の農場で使用されていた補助飼料のラベルの例でございます。原料の欄を拡大して示しておりますけれども、使用されていた原料はここに書いてございますように、穀物産物、植物タンパク産物と植物性のものでございました。

生産段階での飼料規制の遵守状況でございますけれども、パッカーに牛を供給しているフィードロット2か所、フィードロットに肥育素牛を供給している育成農場3か所及び酪農場1か所を調査した結果、反すう動物由来のタンパク質を含む動物性タンパク質の給与はサプリメントを含め、認められませんでした。

油脂を配合した飼料を用いている農家は見受けられましたけれども、植物及び廃食用油を原料として使用しておりました。

(P P)

生産農家からパッカーへの宣誓書の提出が行われておりましたので、これについても併せて説明させていただきます。パッカーは肉供給農家であるフィードロットに対して、原則として1年に1回宣誓書の提出を求めています。この宣誓書の中には米国の飼料規制、動物用医薬品に関する規制などを遵守して生産することを誓約する内容となっております。提出が行われていない農家からの牛の受入は拒否されるとともに、誓約内容への違反が判明した場合には取引停止などの措置が取られるということでした。

これが誓約書の見本でございますけれども、下線のところを翻訳してございますけれども、ナノ・オブ・ザ・キャトル・オア・アザールミナツ・ハブビーン・フェッド・エニーフード・コンテイニング・プロテイン・ディライブド・フロム・ママリアン・ティッシューズという内容の宣誓が行われておりました。

(P P)

次にレンダリング施設における飼料規制の遵守状況でございますけれども、これもまず復習でございますけれども、アメリカ、カナダでは牛の肉骨粉を牛に給与することは禁止しているわけでございますけれども、レンダリングの畜種別の分離が進んでおりまして、B S Eの感染源となる肉骨粉が効果的に牛用の飼料から排除されるような環境となっております。

レンダリング施設としましては、パッカー併設のレンダリング施設8施設について調査したところ、F D Aや州政府により原則として年1回の立入検査が実施されておりました。この8施設については、これまで飼料規制の違反歴はないということでした。

この8施設におきましては、製品品目として肉骨粉のほかに、肉骨粉が一番左側ですけれども、一番右側でございますような主にフィルムの原料として利用されるゼラチンを製造するためのゲルボーンなどが製造されておりました。左側から2番目は非食用のタローです。真ん中の白いのが食用タロー、右から2つ目が血粉でございます。

(P P)

遵守状況でございますけれども、製造品目ごとに製造から出荷までの工程が専用化され、自主検査、クリーニング等が行われた滑車または車両により輸送されておりました。出荷伝票には反すう動物の飼料に用いてはならない旨の明記がなされておりました。

(P P)

以上、飼料の遵守状況についての調査結果をまとめますと、農場においては、禁止原料は使用されておらず、飼料規制からの逸脱は認められませんでした。レンダリング施設におきましても、禁止原料である旨の表示が行われるなど、飼料規制からの逸脱は認められませんでした。

そのほかにパッカーはフィードロットに対して飼料規制等の法令を遵守して生産している旨の宣誓書の提出を求め、生産段階における飼料規制等の遵守を担保しておりました。○道野輸入食品安全対策室長 今回の査察は最終的に米国政府と会議を持ちまして、今回の結果のとりまとめということで協議を行ったわけですが、その中で全般的な事項について今後対応するということで、両国間で一応認識を一にしたということで、2点ございます。

1つは多くの対日輸出施設では、対日輸出用の部分肉処理作業を作業開始時に実施する。これはどういうことかと申しますと、特に部分肉の処理施設で、時間ごとに管理をしているわけです。間に時間をあけて、例えば、日本向けをやった後にアメリカ向けのプライムをやるとか、そういうようなシステムを取っているわけですが、前後のロットのものが飛び込むという確率をできるだけ下げると言うならば、作業開始時にやってもらうのが一番いいだろうということもありまして、多くの施設では実際にそうしているところもあるんですけれども、必ずしもそうでない。要はそういうふうに決めてしまうとオペレーションの融通がきかなくなると言っているところもありました。

そういったことでアメリカ政府の方で対日輸出の部分肉処理については作業開始時、2シフトあるところもございますけれども、シフトの開始時にまずやってもらうということで指導してもらうということが1点。

2点目ですけれども、SRMの定義というのは日米で異なります。例えば、中枢神経系の脊柱であるとか、頭の部分もそうですけれども、アメリカでは30か月齢以上、日本向けはすべてということになっています。

こういった定義の違いがあると国内向けの処理を見ていたときに、仮に例えば、脊柱などでも国内規制では問題にならないわけですが、かなり大胆に切っていて、頬肉については日本に輸出できるわけなんですけれども、かなり広い範囲で機械的に他の頭の肉も取るような作業をしておりました。

そういったことで日本向けの処理をする際には、その品質マニュアルに明確に、例えば、どれぐらいの脊柱からの距離でカットをするかといったような、アメリカで言えば30か月齢以上にやっている処理の内容をきちんと日本向けの品質マニュアルに明記するというこ

とをやってもらいましょうということにいたしました。

国内との比較ということで申しますと、去年の11月と12月にBSE対策に対する調査を2点やってございます。参考資料を御覧いただきたいんですが、資料3の6ページになります。

去年の9月末現在のBSE対策に関する調査結果。これは国内のものでございます。おむね前回御報告したものとそんなに変わりはないんですが、3番目のと殺時のピッシングについてということで、ピッシングを行っていない施設ですね。3の(2)ですけれども、45施設から68施設に増えました。行っていると畜場は減ったということで、少し前進をした。処理頭数ベースで言うと全体の39%、4割弱ぐらいがピッシングをしていないものが出てきているという状況でございます。

7ページの方ですけれども、ほかのもので目立つものとしては、1つは4番の牛の背割りによる脊髓片の飛散防止のところで対応していないというようなところが2施設ございました。これは特に高圧洗浄ができていないというようなところでありまして、1か所はもう改善が終わっています。1か所は年間に50頭ぐらいしか処理していないところで、なかなか施設整備が難しいということです。

注2にありますけれども、7番のところでSSOPの作成について2施設できていないところがあって、これは牛の部分ではなくてヤギとめん羊のSSOPはまだ整備されていないというような状況で作業中でした。

資料の8ページでございますけれども、ピッシングの今後の対応方針ということで、4月に各自治体を通じて各と畜場ごとの今後3年間の対応方針を出してもらうということで、9月までに報告をもらったんですけれども、若干やはり後ろ向きのところもあって、いろいろ調整をした上で11月に最終的な結果をまとめています。

中止施設数なんですが、これは先ほどの報告と数字が違ってはいますが、先ほどの12月の方を優先して見ていただければいいと思います。余り大きくは変わらないんですけれども、5施設ほどずれがございします。

問題は中止していない98施設のピッシングの中止予定ということで、やはり向こう3年度の後ろの方に偏っているんです。ということもありまして、計画のもう少し具体的な内容の見直しとか、計画の前倒しについて更に強く要請をするということで、11月に文書で要請したほか、今月予定されております全国の部局長会議でも私どもの方から強く要請をしたいと考えています。

9ページは自治体ごとの取組み状況ということで、ピッシングをすべての施設で中止し

ている自治体であるとか、こういったことについても公表して、何とかピッシング中止について取り組んでいただきたいということで対応してございます。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

今の後半の方は日本の方の国内対策、ピッシングのことを中心にした話も含めてしていただきました。これは国内対策のリスク評価をやった後に実際に管理側としてこういうふうにしますよということの実施状況の説明ということですね。

カナダ・アメリカの査察に関しまして、何か御質問あるいは御意見などございましたら、どうぞ。

○中村委員 何か所も短期間でお回りになって御苦勞様でございました。

ちょっと御説明の中で教えていただきたいのは、月齢証明牛の受入のところで自社が規定する、つまりそのパッカーが規定するということだろうと思うんですけども、月齢証明書というのはこれを持っている牛はほかとは別のペンに入れるということでしたけれども、これはどういうものなんですか。月齢証明書というのはどういうものなのかというのが1つ。

時間の関係でみんな一緒くたに御質問しますけれども、最初にと畜をして、次に日本向けでない牛のと畜をする間の間隔というのはどのくらいあいているものなんですか。そのときは例えば、使っているラインの機械とか道具というのは洗浄するとかしないとか、そこを教えていただきたい。

さっきの月齢の出生記録と月齢証明書にも関係するかもしれませんが、子牛生産農場の放牧の方。これに出生記録が野帳にも記されているということですけども、これはどういう数字を入れているんですか。放牧ですから生まれた生年月日とか、はっきりとはわからないのではないかなと思うんですけども、これはどういう記録なのかというのを教えていただきたい。とりあえずそのくらいです。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、最初の御質問は今スライドを出しますので、2番目の処理の間隔ですね。日本向けとそのほか。それは実は日本向けだけではなくて、ペンごとにロット管理していますので、それぞれのペンから搬入するごとに間隔をあけていくわけなんですけれども、時間としたら何分と決まっているわけではなかったと思いますけれども、アメリカの場合は日本と違って自動的にずっとラインが動いているんですが、かなりあいています。次の個体がまだ出てこないぐらい、かなりの距離があいておりました。これはと畜ラインの方です。

カットの方は、彼らはその間隔をグレードチェンジと言っていてまして、要は枝肉がずっと入ってくるとカットのラインが4つとか5つとかあって、だんだんばらばらにして大きく割って、それをそれぞれまた細かくカットしていくという流れになるわけなんですけれども、この一つひとつのラインが完全にあくまで次のロットは入れないとして、その間に例えば、特殊なカートンを使っている場合、ラベルも色分けしているのを使っていますので、それも全部片づけて入れ替えるというようなことをやっていました。

実際に我々が今回見られたのは、そのプライムからセレクトへの間のものについては見られたんですけども、日本向けの処理は見たんですが、ロット間は見ることができなかったもので、次回は必ずそれを見せてほしいと要求をしております。

○池田国際衛生対策室長 それでは、まずパッカーが牛を受け入れる際の証明なんですけれども、あそこに写っているのが1つの例でございまして、証明書はフィードロットが、幾つかフィードロットによっては違いがあると思いますが、代表的な例としてはトラック1台月齢をわかる牛を運び出すわけです。そのトラック1台に載せるのはフィードロットでは同じ1つの区画にいた牛です。

その牛に対してどういう証明を付けるかという、こういった証明はロット単位あるいは車1台単位でと言った方がいいのかもしれませんが、そういう形で付いてくるとイメージしていただけるとわかりやすいと思います。

その中には当然フィードロットは子牛の生産農場から牛を買ったときに、その牛にはどういう耳標が付いている、この耳標が付いている牛はいつ生まれであるというのがわかっておりますから、それを逆に言うとフィードロットからパッカーへ伝達をしているわけです。その情報の伝達の様式の1つがこれでありまして、例えば、その中には当然ながらフィードロットの名前ですとか、そういうものが入るわけですから、月齢については何か月齢ですよということ。

ただ、何か月齢だけでは問題なので、一番早いカービングデートをここに書くことにしています。それによって受け入れたところは何か月齢の何日、何百日のところまで計算をして、20か月以下ですということを確認する。

更にここにその牛にくっ付いている識別のやり方が書いてあります。これはタグが書いてあります。このアザーというのは例えば、入れ墨もあるんですが、今のアメリカの日本向けのEVプログラムにおいては、そのパッカーがフィードロットから、月齢がわかっている牛を受け入れる際の個体識別は少なくとも耳標でなければいけません、入れ墨ではだめですと取り扱っていると説明を受けています。これが第1点でございます。

次に第2点が、例えば、こういった生産農場なんですけれども、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、この野帳に書かれているのは親の識別番号、子どもの生年月日、子どもの生まれたときの体重。こういったものが書かれています。

御質問では、その1頭1頭の誕生日がわからないではないかということがございました。確かにその群の中で最初に生まれた牛。その誕生日をその一群の誕生日として代表するというやり方もあるんですが、私どもが訪れたこの農場ではすべての牛について月齢を証明しています。生年月日を証明していました。

そのやり方は、ここは非常に代表的なのかもしれませんが、人工授精で6割程度種を付けて、あとはまき牛もあります。いずれにしても牧牛であれば、まいた時間と引上げた時間から大体の繁殖時期がわかります。人工授精の場合も繁殖時期がわかります。

放牧をしていた牛は繁殖時期近くになると、ある一定の牧区に移します。その牧区をカウボーイが毎日巡回をするわけです。カービングのシーズンはここの農場は春です。春の一定のお産の時期には普段よりもカウボーイの数を3人程度増やして、それこそ四六時中、その時期だけは集中的に管理をすると聞いております。

以上です。

○道野輸入食品安全対策室長 若干付け加えますと、ここの農場とは特にアングスの純粋種を出す。そういう認証システムがあって、やはり経済的なインセンティブはかなりあるそうです。それで値段が高くなるということがあって、そういうきめの細かい管理をするということをやっているようですから、当然すべてのところがそうはいかないわけですし、月齢のわからないものもたくさんいるということだと思います。

先ほどの対日輸出向けとそうでないものの間隔についてはお答えしたんですが、洗浄なんですけれども、洗浄は基本的に個体ごとにやりますので、日本向けをやるからといって新たに洗浄なり消毒をするという必要は基本的にはありません。

カット施設の場合もそういった洗浄、消毒については、確かあれば部屋の温度によって消毒間隔が決まっているということになっていると思います。そういったこともあるので、シフトの最初にやってもらって洗浄した直後のものでやってもらえるということもあるので、それはやはりシフトの最初がいいですねということにもなるんだと思います。

○池田国際衛生対策室長 補足をさせていただきます。生年月日の証明についてなんですけれども、アメリカの子牛からと畜場に行くまでの流れとして、1つの代表的なのが、まずカウプロダクションと言われている子牛の生産農場があって、それをバックグラウンドだかとストッカーと呼ばれている育成農家で集積をして、それをフィードロットに出して、

そのフィードロットからパッカーへ行くというチェーンがあります。

子牛の生産農場に私どもが訪れたところは 1,000 頭規模と大きいんですが、全米で平均をしますと 1 個当たりの繁殖農家の飼養戸数というのは 40 等程度と非常に少ないのです。ただ、これは平均ですので大きいところもあれば小さいところもあるのですが、そういったものをバックグラウンダー等を集めてくると、それが何百頭、何千頭になり、それがフィードロットになると、これが何万頭単位になってくいるということで、必ずしも基になる生産農場が 1,000 頭、2,000 頭というところばかりではございません。そういうふうに統計的にも説明を受けてまいりました。補足でございます。

○寺田委員長 ほかに何か。どうぞ。

○本間委員 あるいは説明されたかもしれませんが、こういう処理の中で認証システムを採用しているのはどういうのがあるんでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 例えば、輸出プログラムではカナダ向けで言うのも同じようなプログラムとしてありますし、メキシコ向けとかですね。今、動いているかどうか分からないですけども、ヨーロッパもあったようです。

そのほかにそういう特定の品質だとか、アングスのプログラムだとか、そういったような経済的価値という観点からの認証制度もあるようです。

○寺田委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○小泉委員 日本向け輸出の施設が四十ぐらいあると聞いているんですが、今後そういったところにも一巡としてすべて査察に行かれるんでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 一応、今月の 22 日の週に 2 回目を計画してしまして、相手のある話ですので、今アメリカ側とスケジュールを調整しているところです。

実際に今アメリカから輸入があるのは、今のところ 22 施設から 12 月、1 月と入ってきていますので、そういったところを中心にとということで、順次見ていこうと計画をしています。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。どうぞ。

○本間委員 これは始まりだから、最初はみんな全部見ていくという建前ですね。問題はこれからどのくらいの期間かわかりませんが、このお互いの信頼の程度を持続させるわけですね。この場合の後のチェックというのはどういうふうな、日本側から何か懸念があったときに、意思表示をしたときに随時、日本サイドの意思でそれを見せてほしいと言って、そこの施設なりルートなりを主張してチェックができるものなんですか。

○道野輸入食品安全対策室長 実は今回の再開にあたっての査察にしても、また今月行く

という話も基本的にはもう日本側の要請でやっていますし、今、問題の発生は特にはないですけれども、問題が発生したときには勿論、事案の内容にもよるとは思いますけれども、アメリカへ行って調査をするということも、それは日本側からの要請で可能だと思いますし、アメリカ側もそれを受けてくれると思います。

○寺田委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○寺尾委員 先ほどの小泉委員の質問に関連するんですけれども、何ロットか知らないですけれども、既にもう入ってきている牛肉を輸出したところは査察をなさったかどうかということと、その順位を決めていく。

今の御説明で、これから輸出を計画しているところなどを優先的か何か、そういうところを選びながら査察すると言うんですけれども、大体どういう基準でその順位を決めていくかということをお聞かせいただきたいということ。

大事なことは、肉のいろいろな処理の仕方の水準がある一定のレベル以上にそろっていないと将来的にも具合が悪いと思うんです。それを維持していくためにはどうやるおつもりなのかということ。一巡した後、アメリカにそれが任せるのか。あるいは更に日本がときどきチェックに行くのか。そこら辺の計画というかお考えを聞かせていただけますか。

○道野輸入食品安全対策室長 済みません。昨日まで 22 だったんですが、今日のデータを見ると 24 施設から、もう既に輸入がされています。

その中で私どもが一応見たところ、今回は 11 ですが、その中の 8 施設において実際に輸出実績がある。

当初の 12 月の査察については、基本的にいわゆる四大パッカーと言われているところを優先的に見ていこう。一部そうでないところも入っていますけれども、そういった考え方で対象を決めたわけですから、今後はやはり輸出量の多いところ。12 月も四大パッカーが多いだろうということもあって行ったわけですから、今後は実際の輸入量。

ただ、やはり広い国ですので、どうしても足場と言いますか、効率的に回れるようにということも考えて、計画をしなければならないと思っています。

今後、一巡してどうするかということなんですけれども、まだどうしたいというのはまだ結果も出ていないわけですので、見た上でどうするとかということなんです。ちなみにその逆のケースですね、アメリカが各輸出国を回るのは、たしか 10 ぐらいの施設が指定されている場合には全部見るんです。それ以上になってくると抽出をしていくというような考え方でやっているそうですし、アメリカと協議をして決めていくので、そういったこともある程度視野に入れて考えていかなければならないではないかと思っています。

○寺田委員長　どうぞ。

○中村委員　一生懸命誠意を持っておやりになっているということはよくわかるんですけども、ちょっと去年の食品安全委員会の答申と輸入再開決定の一連の経緯で釈然としない部分があるものですから、こういう機会に皆さん方の直接の御担当ではないかもしれませんが、もし事実関係とかコメントをいただければ、ありがたいと思います。

つまり去年 12 月 12 日に輸入再開を決定されて、私はたまたま 16 日に別のところで意見交換会に出ていたんですけども、そうしたらメモの紙が入ってきて、もう第 1 陣が着きましたと。私はびっくりして、もう着いたんですかと。

16 日に着くということは 15 日に載せないで 16 日に付きませんか。ということは、12 日か 13 日ぐらいにと畜しないと間に合わないスケジュールで、輸入した食品会社によると、これは品質管理の製品で売るためではないんだということをちょっと聞きましたけれども、4 トンぐらいですものね。4 トンぐらいの量を品質管理だけで要るのかどうかということも、信じ難いです。

手続的にはぎりぎり恐らく違法ではないんだろうと思います。多分それも認証を受けたパッキングプラントだと思いますけれども、やはり少なくとも日本の国内で説明会をやっている間に、しかも説明会が始まったばかりぐらいのときに入ってくるというのは、ちょっとデリカシーに欠ける行為ではないかと率直に言って思ったんです。

これは私の個人的な感想ですから、もう決めたんだから、どんどん入れていったっていいんだという意見もあるかもしれませんが、その辺がいまだに釈然としないところがありまして、少なくとも国内で意見交換会を終えてから再会できなかったのかと思います。

それは 10 回にわたって議論をしたプリオン専門調査会の委員に対する礼儀でもあるし、8,800 の意見を寄せてくれた一般国民への礼儀でもあるのではないかという気がしたんですけども、そのくらいの要請をするというようなことはお考えにならなかったのかどうか今でも心に引っかかっているものですから、何かもしその点でコメントがければ。

しかし、それは我々の担当ではないんだということであれば、担当のところに私の個人的な感想をお伝えいただければいいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○道野輸入食品安全対策室長　難しい御指摘なんですけれども、我々も実は向こうに行っていて、もう来たのという感じは確かに正直なところがありました。

ただ、向こうの認証のやり方としては勿論、文書の審査と同時に承認に当たっては必ず現場に農務省の職員が行って承認をして、承認日から処理をしていい。

それと同時に1件目のものに関してはよく調べてみると、先ほど池田さんの方からの説明もありましたけれども、生産から一貫してインテグレーターというところで、そういった月齢が確認できる牛を確保しやすい、決して大手ではないんですけれども、1日750頭ぐらいの処理能力がありますので、確かに普通にやって普通に出せる量ではあるわけであるのと、一応ルール上はそういった意味で問題はないということもありましたけれども、確かに1週間ぐらいはかかるのかなと私どもも考えておったことは事実です。

○寺尾委員 また別の話なんですけれども、今の話はデリカシーに欠けたのは、行政がデリカシーに欠けたのか、あるいは輸入業者の方のデリカシーが足りなかったのか、それはちょっとわからないんですけれども、別の話で、これから間もなく第2陣が行かれますでしょう。帰っておいでになったら、またその説明会をなさることになるんですか。あるいはもうほとんど内容は同じで変わらないから、プレスリリースか何かで終わりにするか、そこら辺はどうですか。

○道野輸入食品安全対策室長 実は今回の年末に戻ってきたものですから、年末は記者発表だけをして、ここが実は最初の説明の場ということでして、今日、明日、月曜日といろいろなところで御説明をする予定になっているんですけれども、そのときの反応なども見て、実際にどういう説明会を催すかというのは、2回目のときは考えなければいけないと思うんですけれども、基本的に何らかの場で説明はやはり継続してやっていこうと考えています。

○寺田委員長 どうぞ。

○小泉委員 ちょっと単純な質問ですが、実際に査察されて、SRMの除去について、日本と向こうと比較してほとんど差がなかったのかどうか。非常にいい状況だったのかということ。

もう一つは、今後ほとんどは指導というか、記載ミスとか、単純な違反ならばあれなんですけど、安全性に引っかかるような大きなミスが見つかった場合にはどう対応されて、我々にはどういう状況で報告が来るんでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 日本との比較ということで言うと、枝肉ででき上がりを見て比較するということであれば、私も日本中のと畜場を見ているわけではありませんけれども、よく行くところと比べてもおおむね、その脊髓の取り方とか言うのは同じレベルではないかなと感じています。

例えば、小腸の取り方も日本ではある程度スケールを使っていて切ったりしているところもありますけれども、アメリカではF S I Sの方がガイドラインを出していて、回腸の

この辺で切りなさいと指導していて、それはかなり多めに切れてしまうんですけれども、手法についてはそういった政府の指導の仕方が違ったりとか、機械を使っているとか使っていないとか、高圧洗浄についても大規模な器具を使ってやっているとかやっていないとか、そういう規模の差というのはアメリカと日本ではかなりあると思います。

問題発生のことですけれども、それは勿論大小にもよると思います。例えば、輸入時の検査で脊髄が部分肉に引っ付いていたというようなことがあれば、まずアメリカ政府に対して調査を求めるということからスタートなんだと思います。

ただし、その原因なりがその特定のと畜場に関わるものなのか、そうでないのかということによっても、その後の対応というのは変わってくると思います。全体のプログラムの問題になるような場合には、やはり全体の話として議論しなければいけないですし、個別のと畜場の問題であれば、その次の査察のときに優先的に行くとかいうことをして、今度はアメリカ側の改善を確認していくとか、具体的にはそういうことになってくると思います。

その不適合事例については事案の大小にもよるので、どういった形で御報告できるかというのは今の段階ではなかなか、個別の事案に応じて整理をさせていただきたいと思います。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。

細かいところで本質的なことではないかも知れないんですが、パワーポイントで最初の方のところ。多分、池田さんが説明されたところは全部イメージと書いてあるんです。ほかのところはきちっと書いてある。ということは、あとの方は文章化されておって、はじめのイメージというのは査察された方の主観で書かれたという話ですか。

○池田国際衛生対策室長 実はそこに書いてございますのは、給与制マニュアルとして存在していたものを閲覧したものを書いてあるんですが、実際のところ閲覧はいいけれども、それは門外不出なんです。それでああいう言葉を使ってございます。

○寺田委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。それから、もう一つ、多分皆さんの責任ではないと思うんですけれども、答申の最後のところで付帯事項として言われたEVプログラムとかに関して説明していただいたんですけれども、もう一つこれは前提条件ではなくて、お願いしていただきたいということで書きました。特にサーベイランスを続けてほしいというようなことは専門調査会の方から書いて出したと思うんですけれども、それはどこかのルートで向こうへ伝わっているわけですか。

○池田国際衛生対策室長 答申で付帯事項として大きく3点いただいたわけですが、これにつきましてはアメリカあるいはカナダに、農林水産省、厚生労働省の方から文書でこういうことがございますので、十分配慮してくださいということは申し入れてございます。

○寺田委員長 あれは付帯事項というより、依頼ですね。付帯事項は今のEVプログラムの遵守のこととリスクコミュニケーションのこととの2つありました。SRMとサーベイランス、更に飼料規制については希望としてやってくださいと依頼しました。ですから、それは実際に向こうに言って下さっているかどうかということです。

○池田国際衛生対策室長 サーベイランスの継続であるとか飼料規制の改善であるとか、これにつきまして申し入れをしているということです。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

本当にどうも御苦勞様でした。寒かったでしょうね。

時間を取って申し訳ないんですけれども、もう一個だけ。全体のイメージで、例えば、まず初めにどこに行かれるんですか。

○道野輸入食品安全対策室長 と畜場の場合は朝の8時とか、かなり早い時間に入りまして、最初の3～4時間は書類関係の確認をやっていきます。今回の場合にはアメリカの査察官が質問していく内容を確認しつつ、横から更に質問していくというような形を取りました。

その後、施設内をまた3時間くらいですか。結構広いですし工程もたくさんありますので、現場を確認して行って、それが終わった後また現場で見たことやそれ以外のことも含めて確認をまた1～2時間ぐらいというようなことで一応1か所終わりというようなことです。

○寺田委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

今お聞きした限りにおきましては、リスク評価の前提となりました、輸出プログラムの遵守・用途の確保のために管理官庁は責任を持って対応されているということで、報告を聞いた限りでは査察先において適切に管理されているものと印象を受けます。

一方、中村委員が今、言われたことですが、リスク管理機関によるこれまでの進め方を見てみますと、査察と輸入再開に関する説明会が行われている段階で米国から牛肉輸入が行われると、ちょっと国民にとってはわかりにくい面もあったと思いますし、このことは米国に行かれた方がどうのこうのではないんですけれども、このため、いまだ米国やカナダ産牛肉につきまして、国民の中に漠然とした不安感を持っている方がいらっしゃると思われます。あそこの評価答申のところにも書いてありましたように、国民の皆様

本日説明していただいた査察結果を始め、十分な説明を是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、今日お話ししていただいた査察結果の内容につきましては、国民の皆さんの関心のあるところだと思いますし、後日プリオン専門調査会においても、これは今日一番終わりのときに言ひますけれども、1月19日に予定しておりますプリオン専門調査会においても厚生労働省、農林水産省から報告をしていただき、専門家の立場からの議論をしていただければと思ひていますが、それでよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それでは、本件につきましては、プリオン専門調査会においても厚生労働省、農林水産省から報告をお願ひいたします。また、先ほどもお話が出ていましたけれども、厚生労働省及び農林水産省においては引き続き米国及びカナダにおいて査察を行うということなので、その結果を踏まえて必要に応じて当委員会においても御報告のほど、よろしくお願ひいたします。国内のピッシングを中心にした改善もお話をしていただきましたけれども、今後ともその面でも報告をよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。時間を随分取ってしまつて、どうも御苦勞様でございます。

それでは、次に企画専門調査会に当面調査審議を求める事項につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料4に基づきまして、御説明を申し上げます。「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」についてでございます。

この資料の裏側に「平成17年度食品安全委員会運営計画（抜粋）」がございます。ここに企画専門調査会の運営について書かれているところがございますが、これに基づきまして、当面1月から2月にかけて調査審議をお願ひするということをお諮りしたいと考えております。

事項は2つでございます。1つ目が食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについてでございます。

2つ目が、平成18年度食品安全委員会運営計画についてでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、企画専門調査会においての調査審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、食品安全委員会関係の 18 年度予算案の概要及び組織・定員要求の結果について、事務局からお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料 5－1、5－2 に基づきまして、御説明を申し上げます。

昨年末の予算編成を経まして、予算案がまとまりましたので、その内容。そして、定員要求の結果につきましても御報告させていただきます。

まず 5－1 でございますが、18 年度の食品安全委員会予算、14 億 4,800 万円という総額でございます。2 点ポイントがございまして、1 つはリスク評価を実施するために必要な体制を強化するとともに食品健康影響評価技術の研究をより一層推進するための予算を拡充したということでございます。

2 つ目が、リスクコミュニケーションの推進。特に地域における食品関連の指導者育成や教材の提供等を実施するといった予算を確保したということでございます。

まず 1 枚目の 1 でございますが、リスク評価の実施につきましては、増額いたしまして 7 億 8,500 万円ということですが、この内訳の中で特に 1 つ目の事項ですが「食品健康影響評価体制の拡充」ということで、特にポジティブリスト制度の導入に伴いまして、専門調査会等の体制強化を図るための予算を確保したものが 1 点目でございます。

その次は「食品健康影響評価技術研究の推進」ということでございまして、研究領域を設定して公募を行う競争的研究資金制度による食品健康影響評価技術の研究を推進するという事業でございますが、これが 2 億 4,400 万円獲得できました。

続きまして、その裏側でございますが、2 つ目の柱「リスクコミュニケーションの推進」につきましては、全体で 1 億 6,800 万円ということでございますが、その中で新規事業といたしまして、リスクコミュニケーション推進事業が認められまして、関係団体等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施するという中身で 900 万円認められたところでございます。

その他、システム関係あるいは緊急時対応、委員会の運営関係という予算が含まれてございます。

続きまして、5－2 でございますが、定員要求につきまして、2 つのポイントで要求しておりまして、リスク評価の評価支援のための事務体制を確保するために計画的にそれを整備していくということでの増員要求。

2 つ目が十分なリスクコミュニケーションを行えるような実施体制の拡充。これを段階

的に進めていくという2つのポイントでございます。

1つ目のポイントといたしましては、評価専門官1名が認められたところでございます。このほかにも専門委員を増員し、あるいは技術参与の増員を予算措置で認められたところでございます。

また2つ目でございますが、リスクコミュニケーションの実施体制の拡充ということで、リスクコミュニケーション専門官が1名認められたところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、御意見あるいは感想でも結構ですけれども、よろしゅうございますか。

この世知辛い世の中に本当に予算が、これはまだ決定ではないですね。だけれども、景気のいい話しですね。人もちょっと増えるし、どうも事務局の方々、本当にありがとうございました。皆さんの努力が認められたものと、また、国民の期待が高いものと解釈いたします。本当にありがたい話です。

それでは、次に食品安全委員会の12月の運営につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料6に基づきまして、委員会の12月の運営状況について御報告させていただきます。

1ページ目でございますが、食品安全委員会の開催状況でございます。

まず122回会合を12月1日に開催されましたが、食品健康影響評価として遺伝子組換え食品等4品目につきまして、記載のとおり食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣の方へ通知しております。

この日は11月の運営報告が行われました。

また、米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会の概要について報告がありました。

123回会合、12月8日でございますが、この会では米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価結果につきまして検討がなされまして、同日づけで厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知されたところでございます。

農薬オリサストロビンにつきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しているところでございます。

また「食の安全ダイヤル」11月分の報告がありました。

124 回会合、12 月 15 日開催分でございますが、農薬フルオピコリドについて評価要請の説明が厚生労働省からございました。

動物用医薬品シロマジンに関しまして、厚生労働省、農林水産省から説明を受けました。

また、遺伝子組換え食品等 3 品目につきまして評価要請がございまして、1 番目と 2 番目につきましては厚生労働省から、3 番目につきましては農林水産省から説明を受けました。

2 ページ目にまいりまして、遺伝子組換え食品等、記載の 6 品目につきまして評価結果の検討がなされまして、このうちの 1 と 2 につきましては厚生労働大臣に通知いたしました。また 3 ～ 6 につきましては農林水産大臣に通知しております。

農薬専門調査会で審議中のフロニカミドについて、意見情報募集に着手したところでございます。

125 回会合、12 月 22 分でございますが、香料 3 品目につきましては評価要請を受けて、厚生労働省から説明を受けております。

添加物、酢酸 α -トコフェノールにつきまして、厚生労働省から御説明を受けております。

動物用医薬品スピノサドにつきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

B S E の確定診断、これは死亡牛についてでございますが、農林水産省から報告を受けております。

チルミコシンを有効成分とする注射剤につきましての再審査にかかりますリスク評価結果につきまして、農林水産大臣に通知しております。

動物用医薬品であります、ツラスロマイシンにつきまして、意見情報の募集に着手しております。

11 月分の食品安全モニター報告もございました。

以下、専門調査会の運営状況でございますが、開催状況のみ御紹介します。

緊急時対応専門調査会が 12 月 12 日に開かれております。

添加物専門調査会は 12 月 2 日と 12 月 14 日に開催されております。

農薬専門調査会は 12 月 14 日に開催されております。

動物用医薬品専門調査会は 12 月 16 日、そして非公開会合が引き続いて行われております。

化学物質専門調査会は 12 月 12 日、汚染物質専門調査会は 12 月 2 日に開催されております。

す。

微生物専門調査会は12月27日に開催されておりますが、更に引き続いてウイルス専門調査会と合同での開催がございました。

遺伝子組換え食品等専門調査会が12月5日に開催されております。

新開発食品専門調査会は12月12日に開催されております。

新開発食品と添加物専門調査会の合同ワーキンググループが設置されておりますが、こちらでは12月2日と13日に検討がなされております。

意見交換会等の開催状況でございますが、12月19日に栃木県宇都宮市で「知っておきたい輸入食品の安全管理」につきまして、意見交換会が開催されております。

その他、ホームページの更新がなされている点を記載しております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問などございますか。よろしゅうございますですね。

では、次をお願いいたします。「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問などにつきまして。

○吉岡勧告広報課長 それでは、資料7に基づきまして、御報告をさせていただきます。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた12月分の質問等でございますが、お問い合わせの検討が58件、うちBSE関係が32件でございました。

内訳でございますが、食品安全委員会関係が18件、食品の安全性関係が31件、食品一般関係が8件、その他が1件でございます。

このうち、問い合わせの多い質問等ということで、質問と答えを御用意させていただいておりますのが3問ございます。

まず1点目が「現在、『緊急時対応要綱』について審議されておりますが、具体的にどのようなことを想定しているのですか」。

これに対する答えでございますが「緊急時対応専門調査会では、重大な食品事故等における対応のあり方等に関する事項について調査審議しております。

これまで、食品の摂取を通じた人の健康にかかる重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態の発生に備え、『食品安全関係府省緊急時対応基本要綱』、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」等について審議してきたところであり、引き続き、食中毒以外の事案における対応方針について審議を行っているところです」としております。

次に「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての意見・情報

の募集に寄せられた意見等の件数や概要について教えてください」。

これに対する答えでございますが「米国、カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についてのご意見・情報の募集は、平成 17 年 11 月 2 日～平成 17 年 11 月 29 日に実施され、約 8,800 通のご意見をいただきました。

寄せられたご意見・情報の概要及びそれに対する回答につきましては、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください」とさせていただいております。

また次に「米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価の前提条件は輸出プログラムの確実な遵守だと思いますが、今後、委員会はどのように関わっていくのでしょうか」という御質問でございます。

これに対する答えでございますが「食品安全委員会では、米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価において、輸出プログラムが遵守されていれば、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さいとしたところです。このため、米国・カナダ産牛肉等の輸入に当たっては、評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確保が重要であると認識しております。

輸出プログラムの遵守の確保については、リスク管理機関の責任において適切に対応されるものと考えておりますが、食品安全委員会としても、リスク管理機関に対し、遵守状況の検証結果についての報告を求めていくことにより、食品の安全性の確保を図っていくこととしております」とさせていただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問などございますでしょうか。大変でしょうけれども、よろしくお願いいたしますします。

それでは、平成 18 年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補につきまして、事務局からお願いいたします。

どうも失礼しました。座長の寺尾先生から。

○寺尾委員 それでは、平成 18 年度の食品健康影響評価技術研究の新規の研究領域につきまして、候補案をとりまとめましたので、報告申し上げます。

今週の火曜日ですけれども、1 月 10 日に開催いたしました第 4 回の会合におきまして、研究領域の候補といたしまして、化学系研究領域候補として 1 領域、生物系研究領域として 2 領域、新食品等研究領域といたしまして 1 領域、リスクコミュニケーション研究領域といたしまして 1 領域の合計 5 領域につきまして、候補を選定いたしました。

詳細につきましては事務局から説明していただきますので、よろしくお願いいたします。
○境情報・緊急時対応課長 それでは、資料8に基づきまして、御説明をさせていただきます。

最初に恐縮ですけれども、資料の訂正をお願いしたいと思います。2ページ目の下から6行目のところ「等に資する研究であること」となっておりますけれども、「等に資する研究を募集する」ということに御訂正をお願いしたいと思います。

今、寺尾委員から御説明がありましたように、一昨日10日に第4回の運営委員会が開催されておりまして、5つの研究領域候補が選定されております。

昨年末に当委員会の委員及び専門委員から領域案の提出をお願いしておりまして、37領域の候補案が出されておりますが、それらから選ぶに当たりましては、17年度に7つの領域が選定されておりますが、その7領域と重複しないようにするという。できるだけ共通の1つの領域の中に提案された領域の項目がある程度包含されるように配慮させていただきました。

このリスク分析の考え方につきましては、当然リスク管理機関でございます厚生労働省、農林水産省、そちらも研究を行っておりますので、こういったリスク管理機関が行っております研究の内容とできるだけ重複しないようにすることも念頭に置きながら選定をさせていただいております。

具体的にまず「Ⅰ 化学物質系研究領域」でございますけれども「○化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域」でございます。

留意事項にございますように、MOE (Margin of Exposure) 等の新たな使用も含め精密な暴露評価手法等の開発に資するものであること。または、乳幼児及び高齢者などのリスク高感受性グループへの健康影響の評価手法等の開発に資するものであること」でございます。

「Ⅱ 生物系研究領域」。この中で2つの研究領域候補案が出ております。

1つ目が食品に起因するv C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域でございます。

留意事項にございますように「疫学的・統計学的にB S Eを最も効率よく摘発するサーベイランス手法やB S Eの感染数からv C J Dの発生数を予測する手法等の開発に資するものであること」というものでございます。

これにつきましては、農林水産省におきまして、平成17年度、18年度の2か年にわたりまして、各国及び我が国のB S Eサーベイランスの分析評価に関する研究といったもの

に着手がなされておりますので、具体的な研究課題の選定に当たりましては、そういった農林水産省の研究内容と重複しないということの配慮が必要と考えております。

次は「食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域」でございます。

留意事項にございますように「ノロウイルス、肝炎ウイルス、カンピロバクター、リステリア菌など、食品に起因する病原微生物による食品健康影響を効率的・効果的に評価する手法の開発に資するものであること」というものであります。

２ページ目にまいりまして「III 新食品等研究領域」。

具体的には「○健康食品等の安全評価法に関する研究領域」。

留意事項でございますが「新たに開発された食品素材」、これらは遺伝子組換え体も含むということであります。「及び従来の食品成分を濃縮するなどにより開発された食品素材の過剰摂取、長期摂取等による健康影響評価（乳幼児及び高齢者等のリスク高感受性グループの健康影響評価を含む）の評価指標の設定あるいは安全性評価法の開発に資する研究であること」。

「IV リスクコミュニケーション研究領域」ということで、具体的には「○リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域」でございます。

留意事項として「リスクコミュニケーションを進める上で、使われる情報伝達メディアや表現方法によって、どのように意識変化及び行動変容が生じるか、また、関係者間において日本語等の表現がどのように認知されるか、などを明確にし、意見交換の実効性の観点から効果的かつ効率的なリスクコミュニケーションの実施に資するものであること」というものであります。

本日、委員会で決定していただきましたならば、明日１月１３日に応募要領を全国の国公立の大学あるいは研究機関、当委員会の専門調査会の専門委員等、約八百機関等にこの応募要領を送付する予定にしております。

具体的研究課題の募集期間は１月１３日～２月１３日として、約一か月間としたいと考えております。

また、応募要領につきましては送付するばかりではなくて、当委員会のホームページにも公開するということを考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○本間委員 こういう研究費は２年目になるわけですね。研究の募集とか、いろんなこと

で我々は知恵を絞ったんだろうと思うんですが、我々が選んだテーマが出てきた成果というようなものを評価するということに関して、我々は余り話をしていないようにちょっと思うのでありますけれども、その辺は将来こういうふうな頼みっぱなしということではなくて、途中で発表するとか何かそういうふうなものは。今日はもう大分遅いから結構だと思います。

○寺田委員長 当然、中間評価という形でやります。やらないと国民の税金からのお金ですから、必ず中間報告をやります。先生、そうですね。

○寺尾委員 勿論。予定をもう少し事務局から説明していただいた方がいいです。

○境情報・緊急時対応課長 この技術研究につきましては、当委員会におきまして、評価指針をつくっております。その中で今、委員長がおっしゃいましたように、今回課題が出ましたのは事前評価を行って、採用するかどうか決めるわけです。

研究期間は最大3年になっておりますので、2年以上にわたるものにつきましては毎年中間評価を行うことになっております。最終的に研究結果がまとまりましたら事後評価を行うということになっています。

その内容につきましては当委員会のホームページ等を活用しながら公表していくという。当然いろんな調査会での御議論にも活用していただくということを予定しております。

○本間委員 それはそのとおりだと思いますが、それに関してだと思いますけれども、例えば、配分した金額が要するに仕事に見合った、これは結果なんだと言えればそれなんだけれども、やはりその妥当性というのかな。私たちが大学で貧乏な生活をしていると、こういういいお金がうまく使われているかということに関して、すごく大事なことだと思っておりますし、あるいはその頼んだ仕事の端っこの方が我々の方に聞きに来るようなことがあって、何か妙なものがあるんだなという事柄に遭遇したりすることがありますので、やはりこの評価というのは食品安全委員会ですら出すお金だから、非常に大事だと私は思っております。これで結構だと思います。

○寺田委員長 評価の方は厳しくやりますし、頼んでいるわけではなくて研究者を募集してくるわけですから、それは判断して、こちらがこういう研究がいいと思ったら、そのいいという内容のとおりになっているかどうかというのを当然きちんと評価をして、場合によってはそれによって金額をゼロにする場合もあるでしょうし、それは世の中でやっているとおりにやるべきだと思っております。

これは管理側とは違って、全部ここに何々の評価に関するという評価を主としたものであって、農林水産省、厚生労働省とは名前が似ておりましても、やはりおのずと私どもの

委員会の役目の上からいって、食品の安全の評価をするための研究です。この分野の研究が必ずしも多くないものですから、それを若い人たちでたくさんやったださるということが主な目的ですし、また、リスクコミュニケーションなど、社会科学と自然科学との合間というところの研究をやっていただいて、良い考えを持ってくださる方がいたらいいなと考えています。

それでよろしいですね。先生、是非よろしく。皆さん、周りでもいい方がいたら出すようお願いして下さい。寺尾先生の周りの方が出したから通るということは、かえって絶対にはないと思いますけれども、こういうものがあるということを皆さんに知っていただくことは大変大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次が汚染物質・化学物質専門調査会合同グループの専門委員について、事務局の方からお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料9を御覧いただきたいと思います。本件については厚生労働省が平成15年7月1日付けで清涼飲料水に係る食品健康影響評価の意見を求めてきたものでございますけれども、汚染物質専門調査会で従来審議が進められておりましたが、発がん性とか遺伝毒性の専門家がいる化学物質専門調査会の協力を得て審議をしたいという提案があり、昨年12月8日の食品安全委員会において、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会の合同でワーキンググループをつくって調査審議をするということで御了解いただいたところでございます。

その後、12月12日の化学物質専門調査会で合同ワーキンググループの設置について了承を得て、汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループについては、両座長が相談の上、決定するという事になっておりましたが、その結果についてはその裏のページでございますけれども、汚染物質専門調査会から5名の専門委員の先生、化学物質専門調査会からは3名の専門委員の先生から成るワーキンググループを発足するという事になりましたので、御報告をいたします。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問などございませんか。このワーキンググループからこの委員会に報告が出るのは、ワーキンググループから直接来るんですか。それとも専門調査会が合同で両方の座長名で私どもの委員会へ報告が来るんですか。

○國枝評価課長 両方の座長名でまいります。

○寺田委員長 先ほど聞きましたけれども、ワーキンググループの場合も原則公開という

ことですね。

○國枝評価課長 はい。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、次に食品安全委員会のホームページの運営状況につきまして、報告をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、去る 12 月 22 日の第 125 回委員会におきまして、小泉委員から御質問のございました、食品安全委員会ホームページの運営状況につきまして、資料 10 を基に御説明させていただきます。

まず 1 枚目がトップページへのアクセス件数の推移でございます。平成 15 年 7 月の当委員会発足以降、平成 17 年 12 月までのアクセス件数の推移でございますが、15 年の月平均アクセス件数が約 1.9 万件、16 年が 3.4 万件、17 年が 4.3 万件という状況でございます。順次アクセス数が増える傾向にございます。

また 2 枚目でございますが、主な出来事と関心が高かったコンテンツについて載せさせていただいておりますが、鳥インフルエンザでございますとか、あるいは B S E に係る答申、意見募集等の節目におきまして、アクセス数が増えている傾向がございます。

何か食品の安全性に関する情報について知りたいことがあったときに、当委員会のホームページを見ていただければ必要な情報が手に入るといった形で機能できるように、今後ともアップ・ツー・デートな情報提供に努めていくとともに、見やすさ、わかりやすさといった点にも留意しながらホームページの改善を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見ありますか。また改善する方法などございましたら、その係の方に御意見を言ってください。どうもありがとうございました。

それでは、時間を随分オーバーしてしまっただけですけれども、ほかには何かありますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 大変時間がオーバーして申し訳ございませんでした。本日の委員会の議事は終了いたしました。126 回の会合をこれで閉会いたします。

次回は 1 月 19 日 14 時から開催いたしますので、お知らせします。

また、明日 13 日金曜日 14 時からリスクコミュニケーション専門調査会を公開で開催。

16 日月曜日 10 時から新開発食品専門調査会を非公開で開催。

17 日火曜日 14 時から動物用医薬品専門調査会を公開で開催。

同じく動物用医薬品専門調査会を 16 時 30 分から非公開で開催。

18 日水曜日 14 時から遺伝子組換え食品専門調査会を非公開で開催。

19 日木曜日 10 時から添加物専門調査会を行い、また本日夕刻プレスリリースの予定ですが、19 日の 15 時 30 分から、この委員会が済んだ後、プリオン専門調査会を公開で開催する予定でありますので、お知らせいたします。

最後ですけれども、おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。